

ユネスコ活動に関する法律施行令(抄)

(昭和二十七年六月二十七日政令第二百十二号)

第三章 日本ユネスコ国内委員会の小委員会

(運営小委員会)

第六条 法第十三条の運営小委員会は、会長、会長が指名する副会長一人、専門小委員会の委員長及び国内委員会の議決を経て会長が指名する九人以内の委員で組織する。

- 2 会長は、運営小委員会の委員長となり、運営小委員会の会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、運営小委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(小委員会の議事)

第九条 小委員会は、当該小委員会に属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 小委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることはできない。
- 4 前三項の規定は、運営小委員会と他の小委員会との合同の議事について準用する。この場合において、合同の議事を整理する委員長には、運営小委員会の委員長が当たるものとする。